

広島地方裁判所委員会（第51回）議事概要

第1 開催日時

令和7年1月30日（火）午後2時30分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 伊藤誠治、岡田和美、小野裕之、川下吾一、治郎丸明子、高本孝、田村耕一、内藤裕之、福居一樹、茗荷浩志、吉岡茂之、吉益伸幸（敬称略 五十音順）

[説明者] 石井寛（広島地方裁判所判事）、三阪彩乃（広島地方裁判所事務局総務課課長補佐）

[事務担当者] 有井事務局長、木村事務局次長、福島事務局次長、古川民事首席書記官、法正刑事首席書記官、藤原総務課長

第4 議事（発言者：■委員長、●委員、◆説明者・事務担当者）

1 前回のテーマに関するその後の取組について

事務局から、前回のテーマ「民事訴訟手続におけるデジタル化」について、その後の取組として別紙1のとおり報告した。

2 議事「裁判員制度の広報について」

説明者から裁判員制度の広報についての実情を紹介した上で、別紙2のとおり、意見交換が行われた。

3 次回期日及びテーマ等について

令和7年6月19日（木）午後2時00分から、「裁判所の災害対応（仮）」についての意見交換をすることとした。

(別紙1)

◆ :

- 1 前回の委員会では「民事訴訟手続のデジタル化」をテーマとして、委員の皆様から、例えば、いわゆるウェブとリアルを使い分けに当たって留意されている事柄、ウェブを介した画面越しで民事訴訟手続が行われることについての受け止めや情報セキュリティの在り方など、委員の皆様御自身の御経験や民事裁判の利用者としての視点から、貴重な御示唆をいただきました。
- 2 前回の委員会以降、これらの御示唆につき、裁判官の間で共有するとともに、裁判官同士で意見を述べ合う機会を設けるなどしました。

まず、広島地裁本庁民事部にとどまらず、広島高裁本庁民事部に所属するすべての裁判官に対し、委員会でいただいた御示唆を共有するとともに、意見交換する機会を設けました。意見交換では、特に、情報セキュリティの在り方やウェブ会議を介した裁判手続における利用者としての視点からの受け止めを中心に、各裁判官が新鮮な気付きを得て、活発な議論を交わしました。

また、令和6年12月には、本庁又は支部、民事部又は刑事部を問わず、広島地方裁判所に所属するすべての裁判官が集まる機会を借り、委員会における御議論の状況を紹介しました。裁判手続のデジタル化は、民事訴訟以外の種類の裁判手続においても導入され、又は導入が検討されており、どの裁判官であっても、いずれ直面する事柄です。今般の委員会でいただいた御示唆は、すべての裁判官に貴重な視座を提供する契機になりました。

以 上

(別紙2)

(発言者：■委員長、●委員、◆説明者・事務担当者)

- 裁判所から裁判員裁判の制度の概要と現在行っている広報活動というものについての御説明をさせていただきましたが、何か御質問等はございますでしょうか。

- 法廷見学や出前講座などの体験型広報は効果があるという話がありましたけども、実際に体験型広報に応募されるのはどういった企業なのか、どういう経緯で企業側が興味を持たれたのか、例えば大学からの申込みについてはどうなのかとか、教えていただけますか。

- ◆ 出前講座について御説明しますと、様々な経緯で申込みをされる方はいらっしゃるのですが、例えば教育機関ですと、先生方の口コミが多いという印象を持っております。統計的なものを取っていないので、本当に感想になるのですが。例えば、とある先生が転勤されたときなどに、前の学校で出前講座を申し込んでみてとてもよかったから、また新しい学校でも行いたいという形で申し込まれることが多いのではないかと思います。社会人の方については、自発的に申込みがされるということは余りないかと思います。ゼロ件ではないのですが、やはり多いのは、裁判所のほうから裁判員経験者の方が所属する企業等に対して出前講座をやっただけないですかということをお願いをして、実現にこぎつけているというケースのほうが多いかと思います。

- 今、事務局から説明申し上げたように、実際に裁判員になられた方がおられる企業で出前講座を実施して、そういう方と一緒にコラボすると、生き生きした意見が出るという効果もあるのではないかといいところですね。ただ、なかなか、経験者の皆さん全てをお誘いするというのも難しいのかなというところでしょう

か。学校のほうは御関心が高いというところはあるようですが、教育の関係で何かお話をお聞きになっていることはないですか。

- 広島地方裁判所のホームページにも掲載していただけていますが、令和5年度で言いますと、吉田高校と安西高校で行われた二つの出前講座の授業の様子、生徒が実際にどんなふうに取り組んでいるのか、ということに掲載していただけています。私もこの会議に来る前に、少し事前に見させていただいたのですが、やはり「体験する」ということはとても重要なのだろうと思います。そもそも、司法参加の意義という内容が、学習指導要領の中に明記されておりまして、学校では、これに依拠して授業を行っています。学習指導要領には、「司法参加の意義で裁判員制度についても取り扱うこと」というふうに明確に書いてあり、授業の中の一つのテーマとして先生方が取り組まれ、実際に取り組むに当たっては、実社会においてとか、あるいは教科横断的に取り組むことが、大きな教育実践の流れの中で行われているので、「裁判に国民が参加すると、どんな意義があるのだろうか」というテーマで授業を展開してみて、「じゃあ実際に、今度、出前授業があるので、それを元にして、次の学びを深めてみよう」と進めたり、出前授業を1回の単発授業として終わらせずに、例えば、10時間の中の一つの重要な位置づけとして展開されているのだろうと思います。各学校がそれぞれ「公共」という科目の中で学んでいるのですが、取組の一環としては、出前授業の内容を重要なものとして位置づけ、それをもとに、より質的に深めることができるものとして扱っているのだろうと思っています。

- ありがとうございます。ほかに何か、御説明についてのご質問等はございますか。

- 裁判員制度に関する出前講座などのコンテンツがあることは理解できました。

そのコンテンツについての、まさに広報を問題にされているわけですが、今の段階でどのように広報されているのか。例えばどこかである時期に集中してビラを配って皆様に宣伝しているとか、他方で、もしかして裁判所のホームページだけに載っていて、見てくれた人だけアクセスできるようになっているのかとか、現時点でのコンテンツについてどのような広報をされているのか、教えていただけたらと思います。

◆ 裁判所の見学会につきましては、ウェブサイトに乗せている程度です。ただ、こちらも非常に口コミの力が強いところでして、裁判所の見学会については、一般の社会人層の方でも、こういうものがあるというふうに聞きましたという形で、ウェブサイトを経由して裁判所に御連絡いただく例が多いように感じています。出前講座につきましては、こちらはウェブサイトに乗せているほか、社会人向けとしては、裁判員経験者の方に対し、裁判員裁判が終わった際にチラシをお配りしておりますので、出前講座を行っておりますので、御協力いただけませんか、御所属の企業でさせていただきませんか、ということをお願いしています。ご質問のありましたビラの配布については、今のところ積極的には配っていないというところになっております。

■ 裁判員裁判制度が発足した当時は、よくボールペンを配ったりだとか、ティッシュを配ったりだとか、いろいろ広報活動を行っていたかなと思っております。そういうのは今はないのですが、ウェブサイトを中心に広報をしているというところでしょうか。ほかは何かございますか。

● 裁判員制度の発足から15周年というふうに言われていましたけども、そういう区切りのところでいろいろ何かやるのがいいかなと思っておりますが、何か計画とかありますか。15周年記念で何かをするとか、何か起爆剤みたいなのがないと、

ここらでいろいろ言ってもなかなか広まらないと思います。報道関係の方も来られてますので、いろいろと考えたらどうかなと思うのですけれど。

◆ 15周年として何かを行うという計画はしていなかったところでした。

■ 一昨年の調停制度発足100周年というのはいろいろなイベントをやったところはありますけども、裁判員制度の15周年ということで何か、というのは特になかったのが広島の実情というところですし、全国的にも余り目立った動きはなかったというふうに承知しています。ただ、今回、15周年を迎え、地裁委員会のテーマとして取り上げて、改めて考えてみようという、きっかけにはなっているかと理解しています。

それでは次に、具体的に、特に社会人向け、企業体に対する効果的なアプローチあるいは情報発信ということで、企業サイドで何かお考えのところや、あるいはこういうふうな誘いがあれば乗れますよという話が、もしありましたら、御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

● そうですね、ちょっとにわかには思いつかない。余り今まで、私は会社において、こういった話を聞くことが記憶にはないのですが。直接業務とのつながりが余りないというところもあるので、一般的に、宣伝するという機会がちょっとすぐは思いつかないといったところですね。選挙などについては、一般的に、選挙に行きましょうとか、社内で放送を流したりはしているので、そのレベルであれば総務あたりからやるというのはもしかしたらあるかもしれないなというところがあります。あと、全くそれとは関係ないのですが、この広報活動として、全く実現できないかもしれませんが、裁判員裁判の中で何をやっているのか、裁判員制度というものの宣伝をする中で、具体的なイメージがなかなかわからないというのがあるとしたら、例えばドラマ仕立てのものをYouTubeで流すとか、具

体的なものがイメージできるようなアプローチがあったほうが取っつきやすいのではないかと、素人的に思ったところでございます。

● 私も、企業側の立場に立ったときに、どういうアプローチをされたらいいのか考えてみたのですが、実際に企業の中に社員が何千人もいれば、多分裁判員に選ばれてやったことがある人がいると思うんです。実際経験した人たちに密着したドキュメンタリーのような映像があれば、こういうことをやるのか、というのが分かれば興味がわくのかと。それが例えばSNSだったりテレビだったりとかYouTubeだったりとかで繰り返し映像で流れ、自由に選んで見られれば、広く一般の人にもアプローチとしては有効的なのかと思います。

■ 企業の関係では、裁判員制度を知るきっかけというところがなかなかないのかもしれないですね。この点、マスコミの関係者、特に裁判員裁判だけという話ではないのかもしれませんが、何かお考えなどありますか。

● テレビ、ラジオを使ってくださいと言いたいところですが、私どもが採用の関係で何をしているかというところ、やはりインターンシップには力を入れています。やはり職場を見てもらうのではなくて体験してもらうということはかなり大きい。イメージではなくて、実際やりがいを、どこまで見いだしてもらえるか。そこまで感じてもらわないと、本当に入社してもらえないと感じます。

それから、これは今回の話とテーマはずれますけども、今、インターネット社会の中で、裁判に関する注目度は高まっていると個人的には思います。弊社もネットでニュースを配信したりしていますが、裁判ネタというのは、以前に比べて注目度は高まっています。

一方で、インターネットの社会がこのままで大丈夫なのかなというところの危惧もあります。法といいましょうか、そういうことへの関心を若いうちから持つ

ていてほしいなというところがあります。本題に戻ると、学校での授業の一環の中にも是非、裁判員裁判だけではなくて、倫理観というか、そういうものもやはりカリキュラムとして入れていただくというのが将来に向けて大事になってくるのではないかなと思います。裁判に対する関心は高まっていると思いますが、関心の質は、何かちょっと、一步間違えると危機感を覚えてしまうというふうに感じています。

- 15年前に制度が始まったときというのは、裁判員制度があるたびに、終わった後の裁判員の記者会見が行われていた時代がありました。もちろん顔とかお名前とかを伏せるという形がほとんどで、御本人の要望に沿うという形でしたが、そのときかなり、制度についての周知がはかられて、国民の間にも制度に対しての様々な意見が交わされるという状況があったと思うんですね。それは、とりもなおさず、やっぱりマスに向けてその情報が向けられたからだと思うのです。今、先ほど来、いろいろな広報の手法をお聞きしていると、個々の事業者なり学校なりへの対応の積み重ねを頑張っておられるという印象があります。既存メディアは、オールドメディアとか言われて、いろいろな批判も浴びているところもあるのですが、ただ、やはりきちんとした情報をお届けして、今制度はこうなっていて、こういう意義があるということをしっかり伝えるという意味でのマス媒体の利用というのは、本当にこれは我田引水、手前みそになって大変恐縮ですが、もう一度、地裁単位というよりも法務行政全体、司法全体で考えないと、せっかく作った裁判員制度そのものが埋没しかねないような気がするんですね。もちろん意識ある事業者なり学校なりに働きかけることは当然なのですが、そこはもう一度、広くあまねく制度を伝えるという手法についての再検討をされる時期、ちょうど15年というのがそういう時期かなというふうに考えております。

- もう一度、大きな視野に立ってというところでしょうか。

● そうですね。

■ ありがとうございます。さきほど、委員の中に、社員の方で裁判員経験者の方がおられて、というお話があったと思うのですが、御紹介いただけますでしょうか。

● 従業員の1名が、「裁判員として招集が来ました」と最初に相談を受けたときに、どうやってその日数を業務の中で捻出しましょうかと。本人は行ってはみたいけれど、休むのが忍びないというところで、その日数を会社としてどのような扱いにするのか。普通の公休になってしまうので、ある程度限られた日数の中でそれを捻出しようとする本人にも負担が大きい。国が特別休暇的な配慮を検討いただけると、より会社も送り出しやすくなるのかなど。実際その方は行かれたのですけれど、やっぱり行かれていろいろと勉強になったとも言われていました。ただ、私たちも正直行かれたメンバーに対してどこまで聞いていいのか分からなくて、やっぱりセンシティブなところがあるということで、正直いろいろと聞くということとはしなかったです。本人も言わなかったもので、やはり実際経験された方がいても、余り周りにそれが広がっていかない。正直、私は管理職員だったので報告を受けましたけれど、多分周りの人はほとんど知らなかったと思います。どこまで言っていいのかが分からない分、何をしているのかが広まっていかないのかと思うので、ある程度、経験された方たちにもどこまでほかの人に伝えていいのかが分かれば、もう少し理解度が深まるのかなと思いました。

■ ありがとうございます。確かに今、裁判員裁判が始まって、裁判員裁判に出席しないといけないというところで、会社などは就業規則で裁判員裁判のための特別休暇というような制度を設けるといような動きもあったかなと思うのです

けど、その辺りはあるのはあるんですかね。

- いや、弊社では余り聞いたことがなかったのです。

- 私もどうだったかなと思って、今、社の規定を見ていたのですが、裁判員休暇細則というのが、それこそ平成21年のこの制度ができたときにあわせて作っております。年次有給休暇を付与すること、それから、守秘義務であったりとか、そうしたものの規則を、細則を設けて、裁判員に選ばれたときには手順としてどうするかという一応のガイドラインがあるということです。実際に、私の記憶では、十数年前、まだ初期の頃だったと思いますが、うちの記者が裁判員に選ばれて、その裁判員の体験を、本当にこれは支障のない範囲というのをかなり神経質に、気を遣って記事にさせていただいたということもありました。つまり、やはり弊社などはそうやっていろんなことをやってみたい、入り込んで見てみたいという人間の集まりですから、選ばれたらやってみようということになろうかと思うのですが、それゆえに、そうした制度、細則、休暇も含めて設けた経緯がありました。

- 特に守秘義務というところが大分壁になっていて、何を言っているのか悪いのかというところが曖昧になっているというところもあるのでしょうか。ありがとうございました。

そのほか、公的な機関でも広報活動をいろいろと実施していらっしゃると思うのですが、そういうものを踏まえて、裁判所に対してご紹介いただけるようなものはありますでしょうか。

- 私どもでは、消費者啓発講座を行っております、出前講座ですとか、同じようなことをさせていただいています。当方の出前講座と何が違うかなと考えまし

たときに、消費者講座に来る人は、目的が、トラブルに遭いたくない、どうしたら自分や家族の被害を防げるかといったもので、モチベーションがあるのかなど。今回ご説明にもありましたが、裁判員制度の目的とするものが、刑事裁判に国民の感覚が反映されるという、少し抽象的といいますか、意義が伝わりにくいのかなというところがございます。そこで、例えば、裁判員制度が15年経つ中で、こういう効果が出ていますとか、こういった事例があって、こういうふうに活かされましたというような、もう少し具体的な事柄が説明の中に入ってくると説得力が出るんじゃないかなと思いましたが、例えば私の職場でもし悩んでいる職員がいたら、こういう効果があると聞いています、是非参加してください、と言えるのではないかなと思いつつ聞いておりました。

それから、広報ではまず知ってもらうというのが一番大事で、そこはなかなか妙案はございませんので、地道に紹介や働きかけをしていくというのはとても大事かなと思います。私たちも、比較的親和性の高い福祉団体であるとか、その幹部が集まれるようなところには積極的に出て行って紹介や働きかけをするというようなことをしています。着実に一步一步進め、そこから広げてもらうことが大切かなと思います。そういう中で、波及効果というのを考えたときに、一つの企業の従業員全部を対象に、1時間話をするというやり方もあると思いますが、例えば管理職の層をターゲットにして、例えば私どもの方では必ず研修で人権についてのコマが用意されていますので、様々な人権に関する話題の一つのテーマとして、まずは5分でも10分でもコーナーとしてあるというのもいいのではないかと考えながら聞いておりました。

- 非常に具体的なお話で参考になります。ありがとうございました。その他はどうでしょうか。
- 今の御意見と随分重なるところも多いと思うのですが、情報のリーチと

いうところだけで考えますと、本日のタイトルは「裁判員制度の広報」ということですので、これはやるんだったら国家単位で、テレビドラマでも作ってやってもらうというのがよくて、私、今法学部とか法科大学院を担当しているのですけれど、何年かに1回、受験生がぼんと増えるのはどうしてかという、彼らが高校生のときに法律系のテレビドラマがあったというところもあたりしますので、広報するのであれば、多分マスでやるということになるのかなというふうに思っております。当大学については、キャンパスが移転したことを知られていなくて、半年くらい前に、地元のテレビ局の番組で放送しまして、それはそれで非常に好評だったんですね。大学としては、例えばそれを入試説明会で使わせてくれ、とか、ちょっとした空き時間に流させてくれみたいなのを言ったのですが、だめだと言われてしまいまして、ネットでも消されてしまっています。マスもいいのですが、単発になってしまうというところももったいないなというところはあたりいたします。15年たってというのもあるので、もう一回というのはいいと思います。

ここから先は私の意見なのですが、そうは言いつつも、恐らく、邪推であればということなのですが、要するに、会社の仕事の都合で辞退される方が多くて、その方に、理解をしてもらって参加をしていただきたいという点から、広報としてどうあるべきかということをもし気に掛けておられるというのであれば、個人が動くのは多分3パターンあって、内在的に欲求があるか、外在的に何か御褒美があるか、たまたま何か知って興味を持ったかぐらいだと思うんです。内在的なものは置いておきまして、日当1回3万円というのも、これは無理だと思いますし、CMを流したり、アプリの通知をプッシュしてというのも、これもちょっと絶望的だと思います。なので、なかなか個人や会社に情報をリーチさせるのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

何回かずっとこの委員会に出席していますが、裁判所の広報そのもの自体がテーマになったこともありますし、法教育についても、学校関係の話で出たとき

に、例えば年間のスケジュールというのは先生はがちがちに決められますので、タイミング的には2月のこのタイミングでこうなりますよ、と教えておいてあげないと組めませんというような話が出ていたような気もいたします。調停の話も先ほど出ました。そのときにもちよっと私は申し上げたような気もするんですが、やはりメリットを何か差し上げないと、じゃあちよっと乗ってみようかという話になかなかかなりにくいと思いますので、例えば企業で債権回収とか取引のトラブルがあったら、裁判所としてはこういうサービスがあるので、こういうのを御活用ください、プラス裁判員制度というのもありますというかたちで紹介する方法や、要は従業員の福利厚生という大げさかもしれませんが、法的トラブルとしてはこういう形で裁判所というのは利用できるのですよ、と案内しつつ、それに付加する形で、さきほどの裁判員制度の休暇制度についても社内規定の整備をお願いします、労働契約についてもこういうやり方がありますよ、というようなものの一環として、盛り込んだ形でやっていくぐらいしか考え付きませんでした。なかなか、かなりシビアに難しいなというところがありますので、知恵を絞っていかないといけないなというので、例えば商工会議所とかに、こういうプログラムとか、こういう制度がありますよとか、こういう話でお伺いしますよみたいなのを投げかけたり、1回イベントをやってもらったり、ポスターを張ったりとかというのをやってもいいのかなというのは少し思いました。

- ありがとうございます。商工会議所あるいは、例えばライオンズクラブとか、そういう、結構経営者の方が集まるような場というのも確かにあるかなというふうに思います。

それから、弁護士会あるいは検察庁で、今日説明させていただいたような裁判所の取組以外で何かあれば御紹介いただきたいのですが。

- 検察庁は、裁判員制度だけではなく、法教育的なことを目的にしているいろいろと

広報をやっています。飽くまでも多くの方に集まってもらう手段としてですが、SNSを使っている庁もあります。やはり若者との関係では、ホームページよりもSNSが効果的です。ただ、SNSを使うにしても、例えばXを使うにしても、ホームページのリアル版みたいなものなので、どのくらいフォロワーが出るか、なかなか難しいところがあります。他に手段としてであれば、参加してくれた人に向けてリアルタイムに情報を発信することもあります。どのくらい効果が上がってるのかというのは何とも言えないところがあるかですね。

- 当会では結論から言うと、特に行っていないです。法教育という観点で、中高生に対してジュニアロースクールというイベントをして法的な考え方を身につけていただいたり、あとは裁判所と検察庁の方々に御協力を頂いて、今、年に1回模擬裁判選手権というのをさせていただいて、報道も皆様にさせていただいていますが、そういったところで、裁判に関して関心を持っていただいたり、法的な考え方を身につけていただくということは行っています。ただ、今日のテーマになっている、社会人の方々にに対して何かしているかという、積極的には行っておらず、春秋に市民法律口座という講座を弁護士会で開催してまして、その中で担当した弁護士が好きなテーマを選んで講義をしています。私が担当したときは近隣トラブルについてというので1時間半お話しさせていただくことがありまして、とある弁護士が、裁判員裁判についてということで制度の説明などを説明した会がありました。ただ、それはその弁護士が裁判員裁判に興味があったたまたまテーマにしたというだけで、恒常的に弁護士会がそういったイベントを行っているということは特にはないです。裁判所に質問したかったのですが、検察審査会も同じように名簿があって、いろんな年代の方に参加いただいていると思うのですが、そちらは余り拒否してると聞いたことはないんですけれども、そちらの参加率と比べて裁判員裁判にどういった違いがあるのかなど、もし分かれば教えていただけたらなと思いました。

◆ 事務局から分かる範囲でのお答えになります。検察審査会と裁判員裁判の大きな違いというのは、検察審査会は、裁判員裁判のように1週間ぐらいまとめて審理を続けるということは基本ありません。任期が、半年間ございまして、その間に定期的又は単発的に集まる機会もございしますが、それは1日の会議で済みますし、会議が続行となっても次の会議がすぐ翌日などではなく、また来月であるとか、緩やかなテンポで行われております。皆さんのお時間を取る日数が緩やかに決まっていくといいでしょうか。それで、半年間の任期の間に何度か裁判所にお越しいただく機会があるというような感じです。

一つの事件を1週間なり、缶詰になって審理する裁判員裁判とは随分負担感が違うのではないかとこのように考えております。

■ 検察審査会については御存じの方も多いかもかもしれませんが、こちらについてもやはり広報活動が必要なんじゃないかということで、先ほど申し上げた経営者が集まるような会議に出向いて、説明をすとか、あるいはタウン誌に検察審査会の紹介というものを載せてもらうということを行っているところです。ただ、事務局から説明があったように、やはり制度のつくりや重さといいますか、そのようなものもあるのかという感じはいたします。

最近では、弁護士会としてはSNSなどやっていないのでしょうか。

● 先ほどと同じ、法教育に関しては、弁護士会フェイスブックなどのSNSを使ってというのはあります。ただ、やはりどうしても中高生に目が行きがちなのか、今回のような社会人を対象としてということについては、SNSを含めて特に広報なり宣伝というか、何かしらイベントをすることは行っていません。

■ ありがとうございます。裁判官委員として、何か感想や意見があればお願いします。

● 私はずっと民事畑におりまして、裁判員裁判を担当したこともないですし、実際よくは知らないんですけど、そうは言うものの、裁判所に長くいて、ずっと思い返しながら今日の話の伺っていましたが、15年前に裁判員裁判が始まるに当たって、当時、いろんな広報をやっていたなというのを思い出しました。有名どころの俳優を集めて、DVDでミニドラマを作って、そういうのを公開したこともありましたし、あるいは有名な女優を起用してポスターを作って配布したり、あるいはボールペンですとかマグネットとか、いろんなグッズを作って、事あるごとに配っていたこともありました。私はその当時在籍していた庁では、夏休みに子供向けに裁判員裁判についてポスターのコンクールも裁判所主体でやりまして、その当時、どこか忘れましたが、とある報道機関ともタイアップしていただいて、表彰状まで作って、やりました。いずれにしても、今日お話を伺いながら感じていたのは、やはりマスに働きかける、いろんな取り組みをそれなりにその当時はやっていたんだろうなというふうに思っているんですね。当然、DVDにしてもポスターにしても、地裁単体ではできなくて、最高裁が音頭を取ってされていたんじゃないかならうかと思っています。そうした中で、15周年を迎えはしたんですけども、その当時と同じような、いわゆる国を挙げてというような大掛かりなPR活動のための潤沢な資金もあって、潤沢な人材も投入してくれているという実情があるのかどうかなんですけど、そこはむしろ私としては事務方にお伺いしたいのですが、私が申し上げたような諸々のことをやれるような予算や人的な態勢ってものが今とれてますかということなのですが、そこはいかがですか。

◆ 予算や人的態勢については、10周年の際にはいろいろと予算をつけていた聞いていたのですが、15周年については、基本的には、何かが特別に付与されたということはないという現状です。

- というのが実情で、今日ご覧いただいた説明の中でも幾つかのチラシを取り込んでご覧いただいていたと思うんですけど、非常に見づらかったんだと思うんです。手元の資料も小さいですし、画面も小さい。結局、そのチラシも、こういうPRするときのコンテンツの作成も全て手弁当で、そういった広報についての技術とか知識とか、そういうものはないなりに裁判所としては努力をしているのが実情ではなかろうかというふうに思っているのです。

今日いろいろお話を伺う中で、一つ一つ、そうだな、そうだなと思いながら伺っておりまして、今後そういった、貴重な意見を今の地裁の態勢の中でどういうふうに落とし込んでいくのか。法教育の関係で言えば、子供たちに対して、模擬裁判の提供も含めて、いろんな体験型の提供が効果的だということは私も同感なのですけど、それにはどうしても裁判官を動員する必要があります。裁判官も広報担当の裁判官というので専従しているわけではないので、日頃の業務をそつなくこなしながら、そういった広報活動にもどうやって人材を割いて子供たちの期待にこたえるかというところも、裁判官の意識を高めるという観点でいろいろと教訓が得られたのではないのかなと思いつつ、今日の皆様方の御意見を拝聴しておりました。どうもありがとうございました。

- いろいろな御意見をお伺いすることができました。ありがとうございました。

なかなか妙案というのはないのが実情ではあるのですけれども、先ほどお話に出たXについては、最高裁も始めたということです。ただ、なかなか、フォローを増やすのが難しいですし、YouTubeなども同じ問題を抱えているのではないかと思います。「虎に翼」という朝ドラは、そういう意味では非常に裁判所に対しての親近感を更にプラスの方向に向けたかなというふうに思うのですが、あれは明治から昭和ぐらいの話であって、今の令和の裁判員裁判というのは取り上げることはなかったものですから、あのドラマをきっかけにするというのも、なかなか難しいかなというふうには思います。とはいえ、やはり、テレビド

ラマなどというのは効果的なんだろうなとは思いますが、それに乗るような形でいろいろ展開するというのも、実現可能性の点は別として、一つかなというふうには感じたところです。いろいろ御意見をお伺いしましたので、また整理させていただいて広報活動につなげていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

以 上